

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

〔 平成22年9月2日
日本年金機構 〕

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

1. 前回委員会で提示した検討課題への対応案

(1) 磁気媒体（CSV）等による国民年金被保険者名簿の取扱い（別添2）

- ・磁気媒体等による国民年金被保険者名簿については、一部について、その正確性について懸念があることから、市町村及び日本年金機構において正確性の確認のための2種類のサンプル調査を行うこととしている。
 - ・また、国民年金被保険者名簿については、市町村ごとに異なる様式やコードを用いられていることから、効率的な突合せの実施のために、これらを検索できるシステムの構築を進めている。
- ⇒本年10月から予定している突合せの開始段階では、厚生年金又は船員保険に係る記録が紐付いている年齢の高い受給者から突合せを実施する。

(2) 紙台帳等とコンピュータ記録が一致しない場合の対応（別添3）

- ・紙台帳等とコンピュータ記録が表面上異なっている場合であっても、実質的には両記載は一致している場合や、あえて訂正を行う必要がない場合があり、第1次審査・第2次審査の段階で、他のコンピュータ記録や紙台帳等の記録を参照したり、これまでの訂正履歴を確認すること等により判断していく。なお、参照すべき紙台帳等が紐付いていない場合の対応等について、検討を行う。最終的には、ご本人に訂正の要否について確認を行っていただくこととする。

(3) 減額事例の取扱い（別添4）

- ・受給者については、既に年金を受給されていること、ご本人の申出によらずに突合せが行われること等の事情にかんがみ、年金受給見込額が増額となる場合のみ通知を発出し、訂正を行うこととする（本年3月29日年金記録回復委員会）。加入者や、突合せを希望する受給者の方については、年金受給見込額が増額となるか減額となるかを問わず、突合せの結果をお知らせすることとする。

(4) 死亡者の取扱い（別添5）

- ・ 死亡者に係る年金記録の突合せについては、以下の3案を検討中。
 - （案1）突合せを行った上で、未支給年金の請求者へお知らせをする
 - （案2）広くPRを行い、遺族からの申出に基づいて突合せを行う
 - （案3）突合せを行った上で、不一致となった死亡者の情報を検索可能とし、まずは突合せ作業済みの国民年金特殊台帳について実施する

2. 事業の進捗状況

- ・ 本年10月より、中央突合センター（東京）において、突合せ業務を開始予定
- ・ 本年11月から来年1月にかけて、その他の突合センター（25拠点）においても順次業務を開始予定
- ・ 再入札となった3拠点（埼玉、千葉、新潟）については、来年早々に突合せ業務を開始するべく、調達作業を予定。
- ・ 実施に当たっては、①中央記録突合センターにおいて、サンプル調査を行いつつ、年齢の高い受給者（※）から実施（併せて、未統合記録を実施）、②続いて、他の突合センターにおいて、年齢の高い受給者（※）から実施、③平成23年春頃より、突合せを希望する申出者について実施、④新規裁定者については、平成23年秋頃を目途に実施する予定である。
※ 当面、厚生年金又は船員保険に係る記録が紐付いている方を実施